

2018年度 秋学期 奨学金情報(高等学院生徒用)

高等学院における奨学金制度は、早稲田大学および高等学院独自の学内奨学金をはじめ、生徒・保護者の在住都道府県の育英事業による奨学金、地方公共団体・民間団体(財団法人等)による奨学金があり、経済的理由で就学困難な生徒を支援して、教育の機会均等を図ることを目的としています。学内奨学金情報については以下1以降を、それ以外の奨学金情報については裏面の2・3をそれぞれ確認してください。

なお、各奨学金には貸与(卒業後返還)と給付(原則として返還不要)の区分があり、学業成績と家計に設けられている一定の基準を満たす(「基準内」である)ことが選考要件となります。

ただし、希望者が募集人数を上回る場合には「基準内」であっても採用されないことがあります。

1. 学内奨学金

(1) 募集奨学金: 下表「秋学期募集の学内奨学金等一覧」をご確認ください。

(2) 申請期限・方法等

申請期限・場所: 9月21日(金) 16:30【厳守】 ・高等学院事務所(窓口)

期限を過ぎての申請は一切受け付けできません。

本年度春学期の同申請を完了された2・3年生は、今回の申請は不要です(自動的に選考対象となります)。

ただし、春学期申請後の家計急変等により申請時の内容に変更が生じた場合、高等学院事務所にお問い合わせください。

本年度春学期の学内奨学金に採用された2・3年生は、今回申請しても選考対象にはなりません。

申請方法: **希望者は、以下の手順で、入手・作成・提出等申請のための手続きを事務所で必ず行って下さい。**

[1] 事務所に生徒証・筆記用具を持参し、申請要項等の入手手続きをしてください。

[2] 申請要項にしたがい、必要書類(以下を参照)を作成・入手してください。

[3] 上記の期限内・場所まで、以下の必要書類全てを提出してください。

申請要項等の受取・申請書類の提出は、夏季休業期間でも事務取扱日・時間内であれば可能です。

申請に必要な書類: 以下 [1]~[4]までの書類を全て揃えてください。

[1] 「奨学金登録票(A)」(所定書式)

[2] 「学内奨学金口座届」(所定書式)と、その口座の「通帳の表紙および表紙裏面のコピー」

[3] 「学内奨学金選考シート(両高等学院)」(所定書式) **必ず生徒本人が記入してください**

[4] 収入に関する書類 **【収入に応じた各種証明書】等を揃えてください**

秋学期募集の学内奨学金等一覧

すべてが返還不要の給付型(1年限りの単年度支給)です。

名称	金額・対象	募集人数	内容
小野弥生記念奨学金 *1	年額300,000円 1年生(原級経験者不可)	6名	早稲田大学創立当初の功労者小野弥生を記念し、修学上特に経済的に困難な生徒を援助することを目的とします。家計状況を重視して選考します。
校友会給付一般奨学金 *1	年額300,000円 1~3年生(原級経験者不可)	6名	早稲田大学卒業生で組織する校友会の寄付からなる奨学金で、経済的に修学困難でかつ学業成績優秀な生徒を採用します。
早稲田カード奨学金 *1	年額300,000円 1~3年生(原級経験者不可)	3名 (各学年1名)	校友が利用した早稲田カードの手数料還元金からなる奨学金で、経済的に修学困難な生徒を採用します。
早大生協給付奨学金 *1	年額300,000円 1~3年生(原級経験者不可)	1名	早稲田大学生生活協同組合からの寄付からなる奨学金で、経済的に修学困難な生徒を採用します。
高等学院奨学金	一般	年額300,000円 1~3年生	4名以内 高等学院卒業生の保護者が学債の利息を寄付され、これに多くの卒業生と保護者の寄付、さらに一般篤志家からの寄付を合わせて設立されました。 家計急変者対象枠では、家計急変により緊急の経済援助を必要とする生徒を対象とします。
	家計急変	採用時期により決定 1~3年生	
高等学院司窓会給付奨学金	半期授業料相当額 1~3年生	随時決定	高等学院司窓会が経済的援助を必要とする生徒の救済を目的として設置した奨学金です。家計急変等で緊急の経済援助を必要とする生徒を対象とします。

*1 家計状況に関する基準(限度額の目安)は給与収入の場合約500万円以下、それ以外の所得の場合約130万円以下(両方ある場合は、一方の上限から他方を減じた額)。ただし、家族構成(就学者の人数)・通学状況・その他の事情を考慮した上で、所得基準(限度額)が定められていますので、おおよその目安となります。

(3) 収入に関する書類について

生徒本人と生計を一にする家族各人【全員分】について、各人の該当する各種証明書を全て揃え提出してください。

詳細は、学内奨学金申請要項(高等学院生徒用)(高等学院事務所に配布)をご参照ください。

一度書類を提出いただいた後に、家計の詳細を確認する都合等のために、証明書類等の追加をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

父・母の両方 (2人分)	・申請要項【父母の収入に関する書類一覧】に記載の該当証明書類全て ・父母の収入の合計が150万円以下の場合もしくは収入に関する特別な事情がある場合には、「収入に関する事情書(申告)」を上記に加え提出してください。 父母の両方(2人分)の書類が必要です。退職していたり、専業主婦等で収入がない場合でも、収入がないことを確認するために書類の提出が必要です。 無収入者(専業主婦等)、パート、アルバイトの場合も必ず提出してください。 母子父子家庭は、母あるいは父のいずれか生計を一にしている方となります。
その他の家族 (祖父母・兄妹)	・最新の所得証明書 就学者(学生・生徒)や未就学者(小学生以下の子)は不要ですが、各種学校や予備校生は提出が必要です。 無収入者、年金受給者、アルバイト等の場合も必ず提出してください。

注意 1人が複数当てはまる場合は、それらすべての提出が必要になります。それぞれの収入について該当項目の書類を揃えた上で、平成29年分「確定申告書(第一表・第二表)」のコピーを併せて提出してください。
(例: 給与収入と不動産所得がある場合、以下の給与収入と不動産所得の両項目の該当書類が必要)。

* 学内奨学金の所得基準(限度額)

父母の所得の種類(給与・それ以外の所得)・家族構成(就学者の人数・学対職数等)・通学形態(自宅・自宅外)・その他の事情を考慮した上で、所得基準(限度額)が定められています。4人家族(父・母・本人・弟<中学校>)のモデルケースでの目安は以下のとおり。

(世帯収入 課税前) 給与所得 約500万円/それ以外の所得 約130万円

(4) 選考結果通知

選考結果は採用・不採用にかかわらず、申請者(生徒)宛に12月中旬(予定)にお知らせします。

注意事項	・奨学金申請書類に記載されている個人情報については、奨学金業務にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。 ・一度提出された奨学金申請書類は、採否・事由を問わず返却されません。 ・選考の結果奨学金に採用された後、学業成績や出席日数による原級、休学・退学等の学籍異動、または奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金採用を取消し、奨学金の返還を求めることがあります。
------	--

2. 学外奨学金(地方公共団体・民間団体等の奨学金)

各機関より募集がありましたら、ホームルームで御時お知らせします。募集奨学金の内容・申込方法等の概要については、ホームルーム伝達事項の掲示を確認してください。

3. 家計急変時の奨学金

在学中に家計急変(*)が生じ修学継続が困難となった場合は、**まずは組主任にご相談してください。**

家計急変の状況に応じて、以下の奨学金に申し込みが可能となり、採用されることがあります。

*家計急変とは主に以下の状況を指します。ただし、各奨学金で対象となる家計急変の事由・範囲が異なります。

- ・主たる家計支持者が死亡、失職、廃業等した場合。
- ・病気、事故、災害、経営不振等の事由により、世帯の家計収入(または支出)が大幅に減少(または増大)した場合。

(緊急採用のある奨学金)

高等学院奨学金、高等学院同窓会給付奨学金、交通豊児育英会奨学金、東京都育英資金奨学金、埼玉県私立高等学校奨学金、神奈川県高等学校奨学金 等

問い合わせ先

早稲田大学高等学院事務所 奨学金担当
TEL. 03-5991-4151